

工事現場における標示施設  
及び工事保安施設等の設置基準

七 尾 市

# 目 次

1. 器材	1
1-1. 標示板類の規格	1
(1) 工事標示板	1
(2) 工事標示板(大型)	2
(3) 工事予告標示板	3
(4) 車線減少揭示板	4
(5) 方向標示板	5
(6) 交互通行標示板	6
(7) 停止位置標示板	7
(8) 徐行標示板	8
(9) 段差予告標示板	9
(10) 工事終了標示板	10
(11) 通行止め案内標示板	11
(12) 迂回路標示板	12
(13) 迂回路補助板	13
(14) 立入禁止標示板	14
(15) 工事情報看板・工事説明看板	15
1-2. 保安用品の種類	16
1-2-1. 安全柵(バリケード)	16
1-2-2. セーフティコーン	19
1-2-3. クッションドラム	20
1-2-4. 灯具類	21
(1) 保安灯	21
(2) 回転灯	22
(3) 工事用信号機	23
2. 設置方法	24
2-1. 標示板類設置上の留意点	24
2-2. 車線規制におけるすりつけ長	25
2-3. 通行車両の減速・整流対策	28
2-4. 保安施設の設置方法	29
2-5. 設置図例	31
(1) 単独工事の設置例	31
(2) 複数の工事が連続又は断続する場合の設置例	41
(3) 「通行止」の場合における、迂回路標示板の設置例	42
3. 参考	44
標示板類表示内容例	44

# 1. 器 材

## 1-1. 標示板類の規格 (1) 工事標示板

記号 ①

110 cm

**(イ) ご迷惑をおかけします**

**(ロ) ○○○○○を  
なおしています**

**(ハ) 平成 ○年 ○月 ○日まで  
時間帯 0:00 ~ 0:00**

**(ニ) ○○○○○工事**

**発注者** 七尾市役所○○課  
電話番号

**施工者** ○○○○株式会社  
電話番号

140 cm

1. 工事起点に設置する。
2. 標示板の下地は"白"とし、文字は(イ)・(ニ)は、青地の"白抜き"、(ロ)・(ハ)は、"青"、(ホ)は"黒"とする。
3. (イ)には、「ご迷惑をおかけします」等の工事への理解を求めめる「挨拶文」を表示する。
4. (ロ)の○○には、「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示する。(P44 「標示板類表示内容例」参照)
5. (ハ)の「工事期間」は、交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯のみを表示し、枠囲みや大きな文字で強調する。
6. (ニ)には、工事内容を簡潔に説明した「工事種別」(舗装修繕工事等)を表示する。(P44 「標示板類表示内容例」参照)
7. 2つ以上の工事が継続する(工事の終・起点間隔が概ね500m程度)場合は、1枚の標示板に「工事種別」「受注者」名を並記し、工事ごとには設置しない。ただし、その場合文字の寸法は別途変更すること。
8. 工事が夜間にわたる場合は、(ニ)に反射装置を施すものとする。

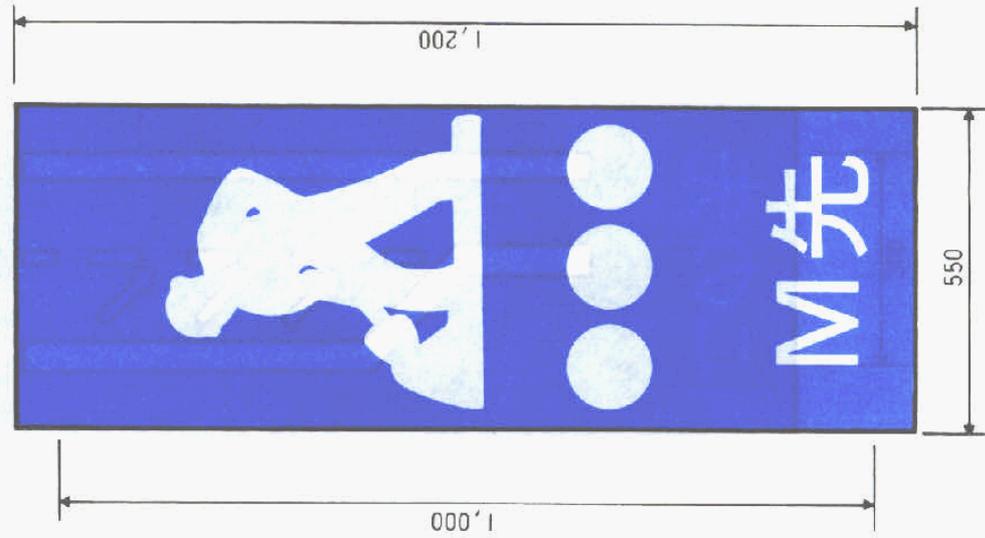
- 1 -

(2) 工事標示板(大型)

<p>記号 ㉔</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>□□□□□□□□□□</p> <p>□□□□□□□□</p> <p>□□□□□□□□□□□□</p> <p>□□□□□□□□□□□□</p> <p>□□□□□□□□□□□□</p> <p>□□□□□□□□□□□□</p> </div>	<p>1. 工事が大規模な場合や、工事が連続している場合に 工事の標示と併せて事業のPRを図る観点から設置 する。</p> <p>2. 設置に当たっては、監督員と場所や標示内容につい て協議すること。</p> <p>3. 構造は、枠組み足場等により組立し、文字は独立型 とするが、台風等に十分耐え得るのとする。</p> <p>4. 標示板の下地は“白”文字は“青”とする。</p> <p>5. 標示する文字は、下記による。</p> <p>① ピーアール語……「豊かで住み良い国づくり」 「快適な生活は道路から」などの標語を選定する</p> <p>㉔ 安全標語……「安全+第一」</p> <p>㉕ 工事等の名称……「人工リーフ工事」「○○防災 工事」など工事名、またはひとまとまりの工事名 或いは事業名(取上防災事業)を表現する。</p> <p>㉖ 発注者……「七尾市役所○○課」。</p> <p>㉗ 施工者……ひとまとまりの工事の施工者。</p> <p>㉘ 工期……ひとまとまりの工事の工期。</p>
<p>①</p> <p>1,200×1,200</p>	
<p>㉔</p> <p>900×900</p>	
<p>㉕</p> <p>1,200×1,200</p>	
<p>㉖</p> <p>900×900</p>	
<p>㉗</p> <p>900×900</p>	
<p>㉘</p> <p>900×900</p>	

### (3) 工事予告標示板

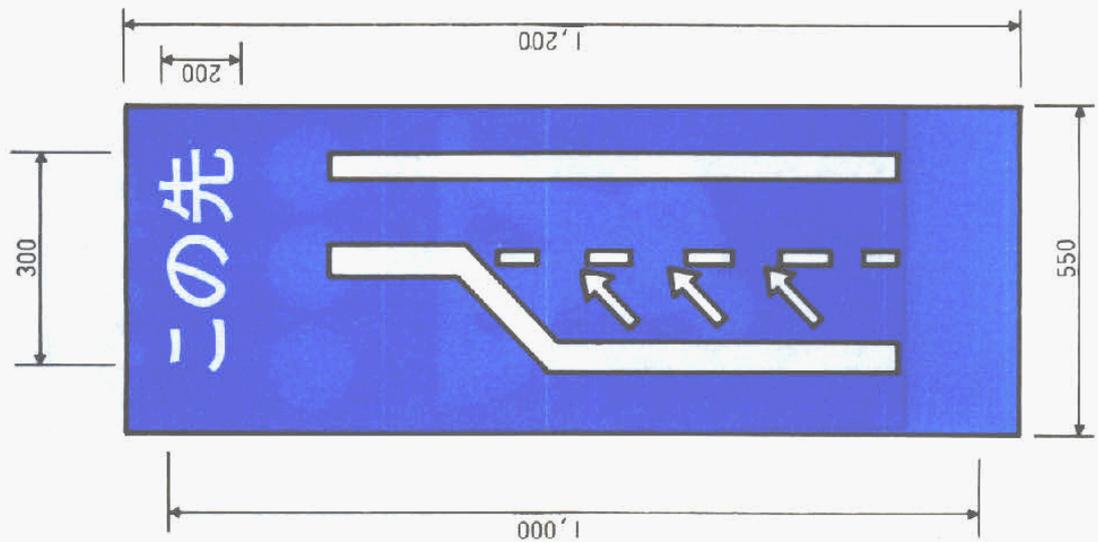
記号 ③



1. 設置位置は、500m、200m、100mを標準に、なるべく交差点付近などを活用して設置する。  
ただし、車線減少標示板が入る場合は、100mを省略する。
2. 標示板の下地は“青”、文字・図は“白”とする。
3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事を対象に設置箇所を定める。
4. 通行止の案内標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。
5. 渋滞長が特に長くなることが予想される場合は、必要に応じて1 km、2 km、5 kmなどを追加する。
6. 工事が夜間にわたる場合の文字・図は、反射装置を施すものとする。

(4) 車線減少標示板

記号 ④

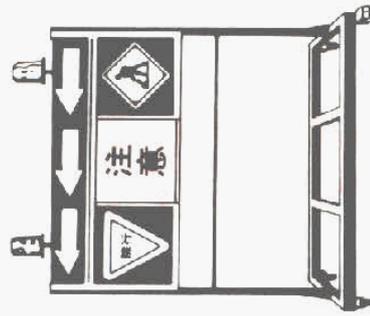


1. 車線減少の300m、100m手前に設置する。
2. 標示板の下地は“青”、文字・図は“白”とする。
3. 多車線道路に適用する。
4. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで、最初の工事の300m、100m手前のみ設置する。
5. 工事が夜間にわたる場合の文字・図は、反射装置を施すものとする。
6. 図でどちら側にも減少するかを明確に表示する。

## (5) 方向標示板

記号 ⑤

(内照式方向標示板の一例)



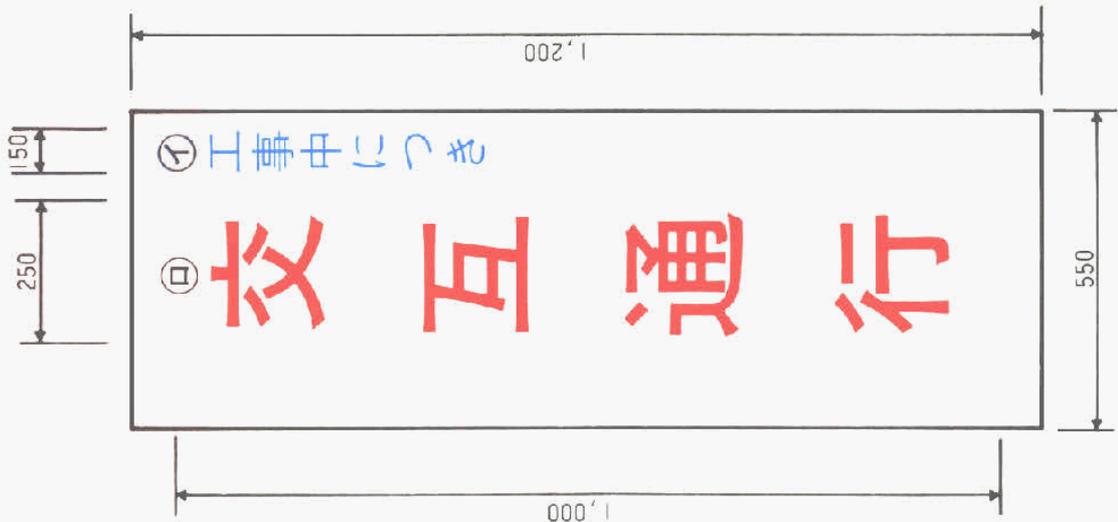
記号 ⑥



1. 片側交互通行や車線の変更を誘導する箇所に設置する。
2. 方向標示板の基本は⑤の内照式とし、電源が無い場合には、⑥の標示板を用い1箇所3枚以上とする。
3. ⑥の標示板の下地は“赤”、「←」は“白”とする。

(6) 交互通行標示板

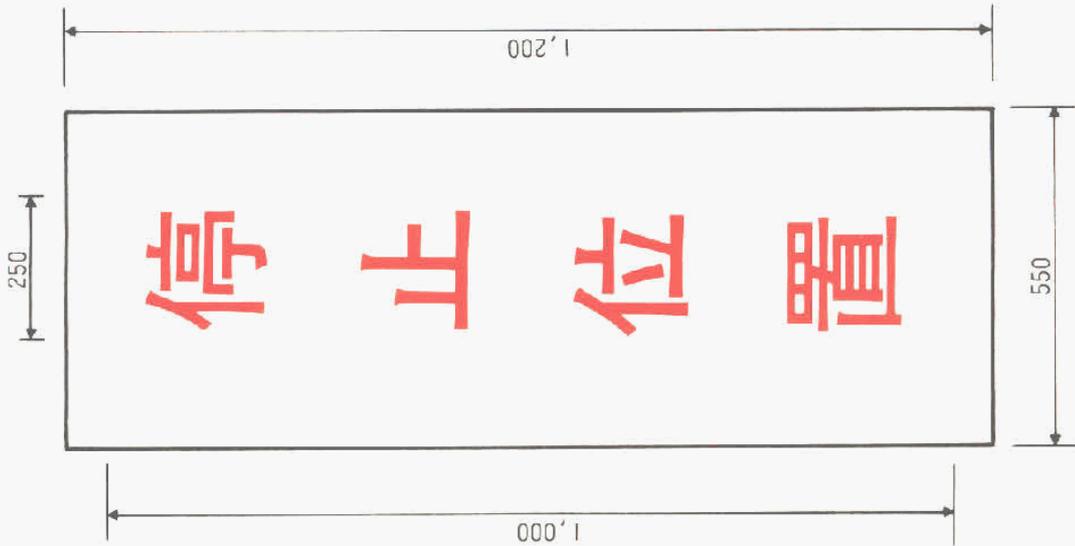
記号 ㉞



1. 工事起点の手前70～80mに設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字の㉞は“青”、㉞は“赤”とする。
3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事の手前に設置する。
4. 工事が夜間にわたる場合、㉞には反射装置を施すものとする。

(7) 停止位置標示板

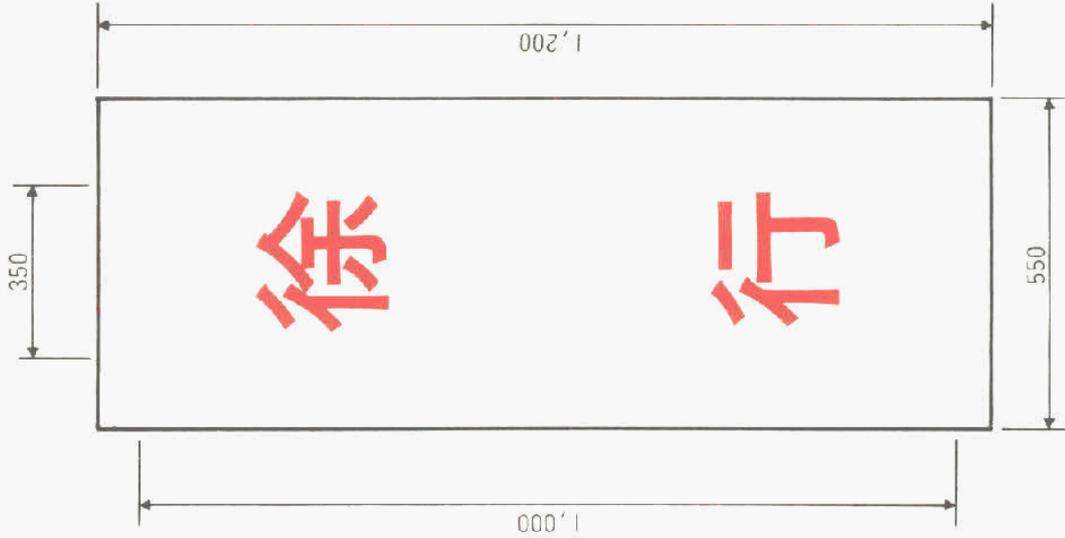
記号 ⑧



1. 片側交互通行時における停止位置に設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”とする。
3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで最初の工事の手前に設置する。
4. 工事が夜間にわたる場合、文字に反射装置を施すものとする。
5. 停止位置に、停止板（白色ゴム製）を必要に応じて設置する。

(8) 徐行標示板

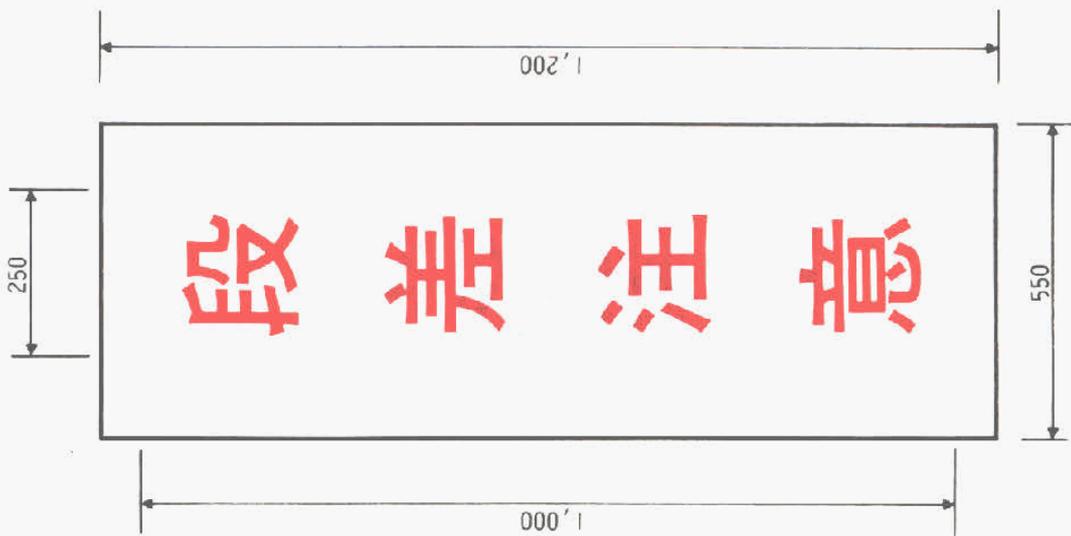
記号 ㊸



1. 工事区間の起点付近に設置するが、工事区間が長い場合は200m間隔で設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”とする。
3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、各工事ごとの起点付近に設置する。
4. 工事が夜間にわたる場合は、文字に反射装置を施すものとする。

(9) 段差予告標示板

記号 ⑩



1. 「段差」の手前70～80mに設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”とする。
3. 工事が夜間にわたる場合は、文字に反射装置を施すものとする。

(10) 工事終了標示板

記号 ⑩



1. 工事の終点に設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字の「終り」は“赤”とし「工事区間」は“青”とする。
3. 2つ以上の工事が断続する（工事の終・起点間隔が概ね500m程度）場合は、工事ごとには設置しないで全ての工事区間が終了した箇所に設置する。
4. 工事が夜間にわたる場合は、文字に反射装置を施すものとする。
5. う回路を設ける工事でも、本線に戻った地点に設置する。

(11) 通行止め案内標示板

記号 ⑫

1. 設置箇所は、IC(インターチェンジ)入口・主要交差点の手前および通行止区間の手前500m、200m、100mに設置する。  
ただし、IC入口・主要交差点の手前に設置する標示板は、①の文字を「○○市○○地先」とし、かつ⑥の施工者名は「○○警察署」に変更する。

2. 標示板の下地は“白”、文字の②・③・④は“赤”とし、他は“青”とする。

3. ⑤の期間は、実際に通行止めを実施する期間とする。

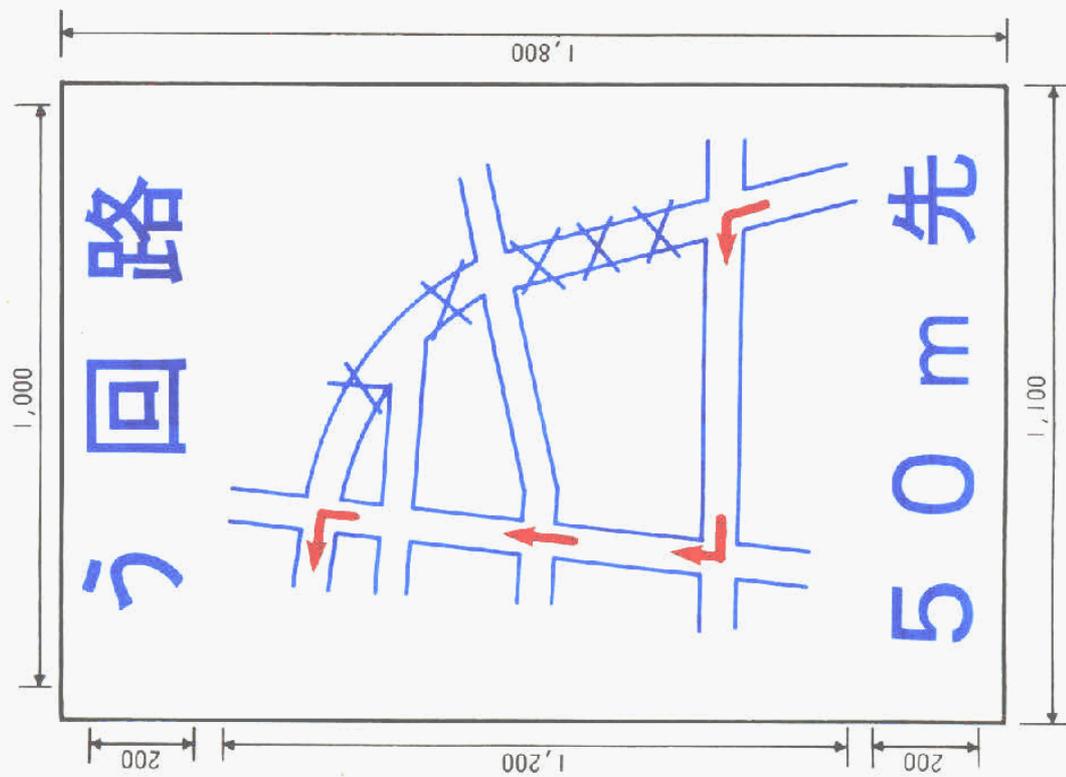
4. ⑥の内容は、実態に合わせて別途変更する。

5. この標示板を設置する場合は、工事予告標示板は設置しない。

6. ②・③・④には、反射装置を施すものとする。

(12) う回路標示板

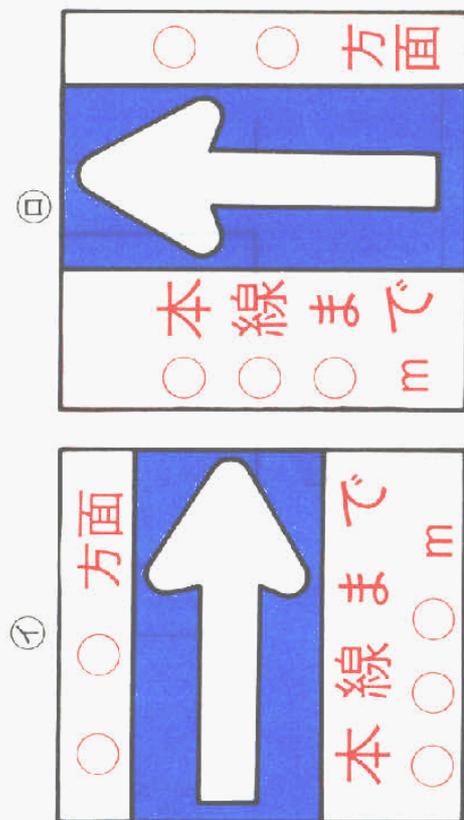
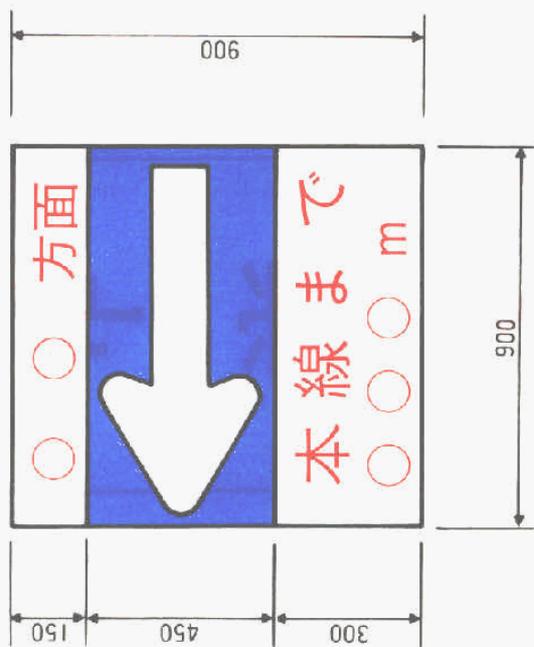
記号 ⑬



1. う回路の入口手前50mに設置する。
2. う回路に入ってからからの案内には、⑭のう回路補助板を設置する。
3. 標示板の下地は“白”、文字・図は“青”とする。  
ただし、「←」は“赤”で大きく目立つようにする。
4. 文字・図には、反射装置を施すものとする。

(13) う回路補助板

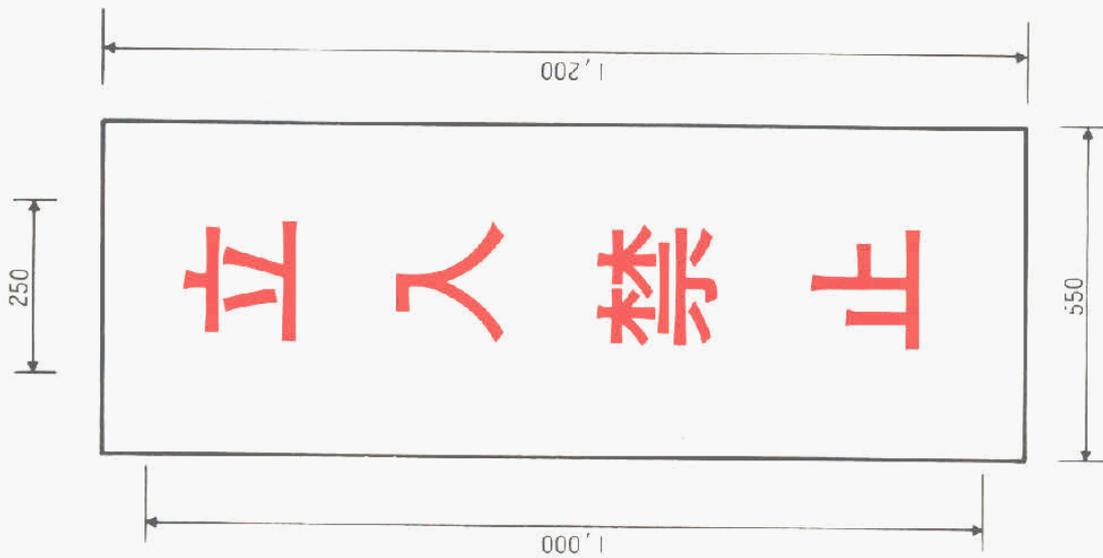
記号 ⑭



1. う回路に入ってから、交差点に設置する。
2. ドライバーが見る方向を考えて①・②を設置する。
3. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”、「←」の下地は“青”、「←」は“白”とする。
4. 本線に戻るまでの距離を標示板ごとに記入する。
5. 文字・図には、反射装置を施すものとする。

(14) 立入り禁止標示板

記号 ⑮



1. 立入りを禁止する必要がある場合に設置する。
2. 標示板の下地は“白”、文字は“赤”とする。
3. 文字には、反射装置を施すものとする。

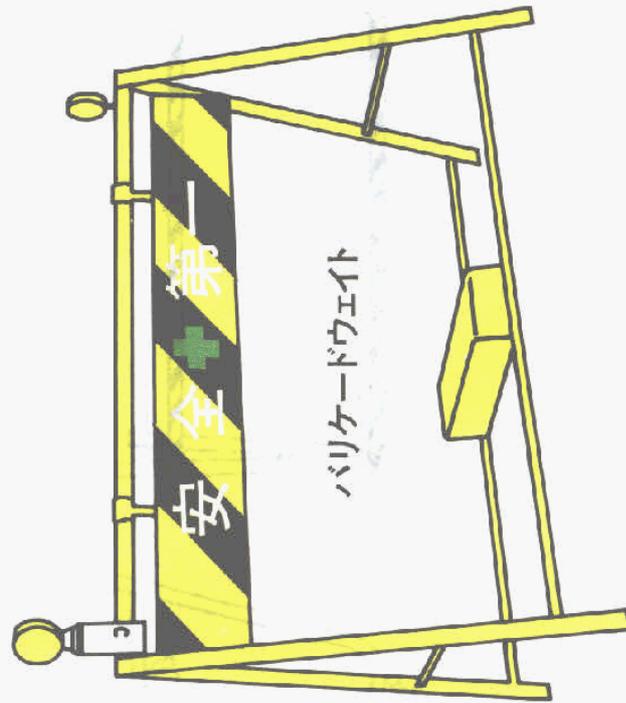
## (15) 工事情報看板・工事説明看板

<p>記号 ⑩</p> <p>工事情報看板</p>	<p>記号 ⑪</p> <p>工事説明看板</p>
<p>(工事情報看板)</p> <p>1. 工事情報看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し、予定している工事情報を提供するために、工事開始1週間前から工事開始までの間に設置するものとする。ドライバーからは看板内容が見えないように設置する。</p> <p>2. 下地は”白”とし、文字の(イ)・(ハ)は”黒”、(ロ)は”青”とする。</p> <p>3. (イ)には、工期を表示する。</p> <p>4. (ロ)の〇〇には、工事理由を表示する。 (P44「標示板類表示内容例」参照)</p>	<p>(工事説明看板)</p> <p>1. 工事説明看板は、歩行者（住民、通行者等）に対し、実施している工事情報を提供するために、工事開始から工事終了までの間に設置するものとする。ドライバーから看板内容は見えないように設置する。</p> <p>2. 下地は”白”とし、(ハ)は青地に”白抜き”、(ニ)は”青”、(ホ)・(ヘ)は”黒”とする。</p> <p>3. (ハ)には、工事への理解を求める「挨拶文」を表示する。</p> <p>4. (ニ)の〇〇には、「何の目的」で工事を実施しているかをわかりやすく表示する。(P44「標示板類表示内容例」参照)</p> <p>5. (ホ)の「工事期間」は、交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日を表示する。</p>

1-2. 保安用品の種類  
1-2-1. 安全柵

(1) バリケード①

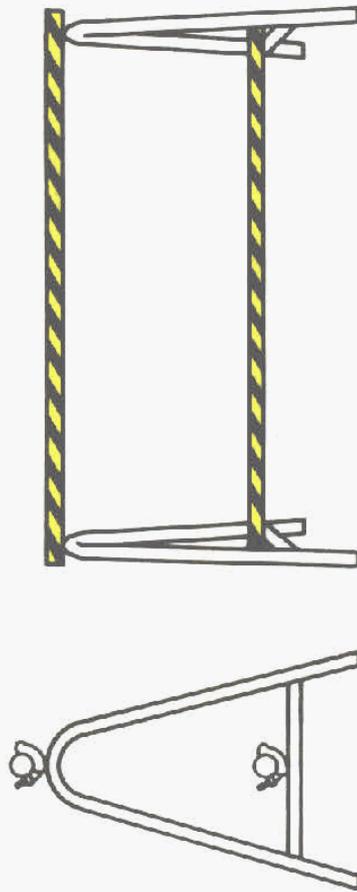
(折りたたみ式)



1. 転倒防止のため、基礎をウェイトなどで固定する。
2. テリニエターまたは保安灯などの併設は、基本的に実施するものとするが、一般交通に支障ない箇所や資材の囲い等に用いる場合は省略することができる。
3. 上部横材にゼブラ被覆などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

(2) バリケード②

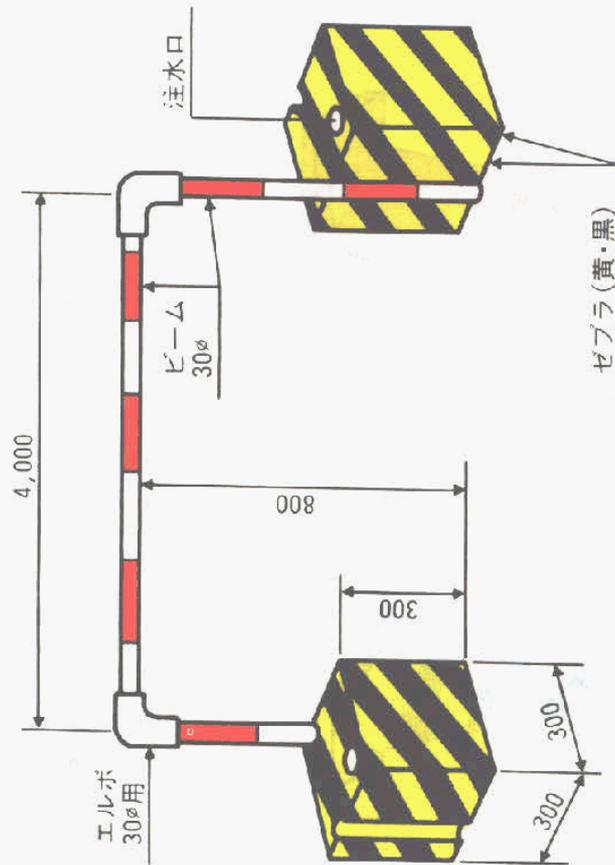
(単管式)



1. 転倒防止のため、基礎をウェイトなどで固定する。
2. 上部横材にゼブラ被覆などを施すか、またはゼブラ状の垂れ板を取り付ける。

### (3) バリケード③

(組立式)



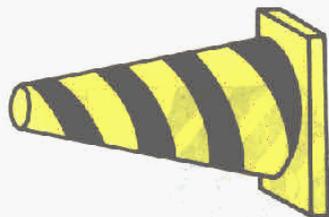
※27kg (水量)

1. 省力化、軽量化及び占用面積の縮小を図ることを目的としたもので、試案として提案する。
2. ビームは30φを用いゼブラ塗装とする。
3. 基礎はポリ製でゼブラ塗装を施し、使用時は注水して使用する。

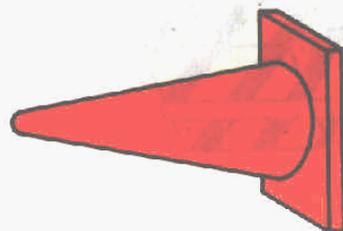
※ 本バリケードは、商品化されていないため、活用した場合の利便性、容易性および視認性などが確認されていない。  
今後、実際に現場で試行し、改良していく必要がある。

## 1-2-2. セフティコーン

(1) ラバーコーン

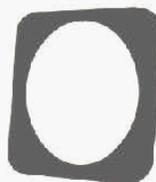


(2) カラーコーン



転倒防止用重し

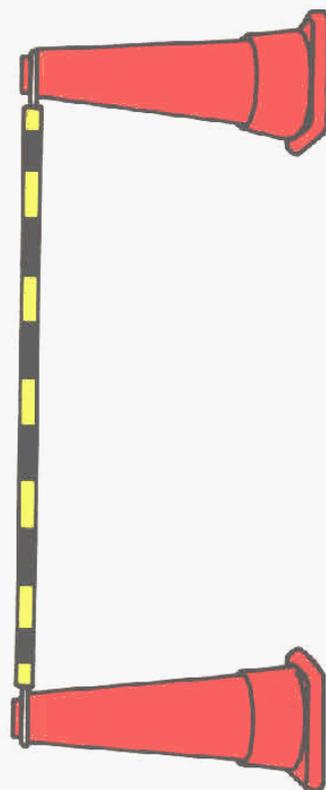
コーンベット



ジャバラリング

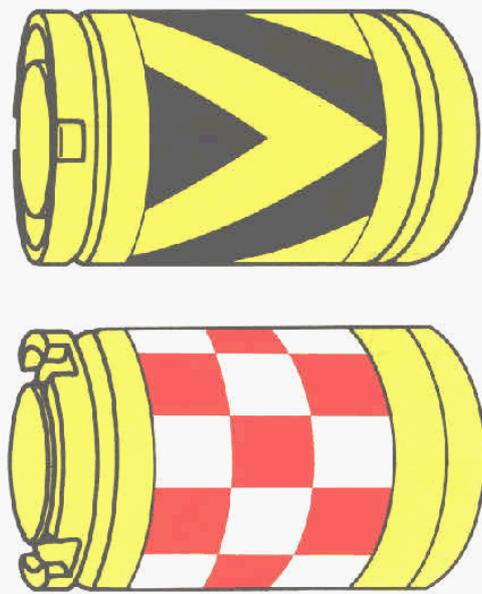


1. 工事現場で中央線、車輛誘導線および歩車道境界線などが必要な場合に設置する。
2. 風圧転倒防止として、コーンベット、ジャバラリングなどを用いる。
3. 夜間に使用する場合は、反射装置のあるものを使用する。



(コーンバー使用例)

### 1-2-3. クッションドラム

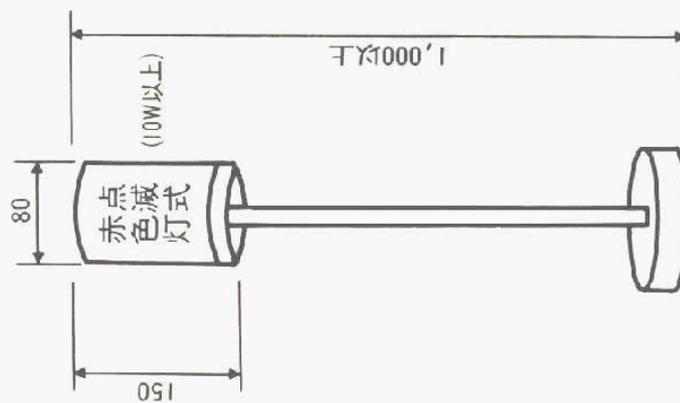


外径 580mm～610mm  
高さ 820mm～850mm

1. 道路における仮設分離帯として設置する。

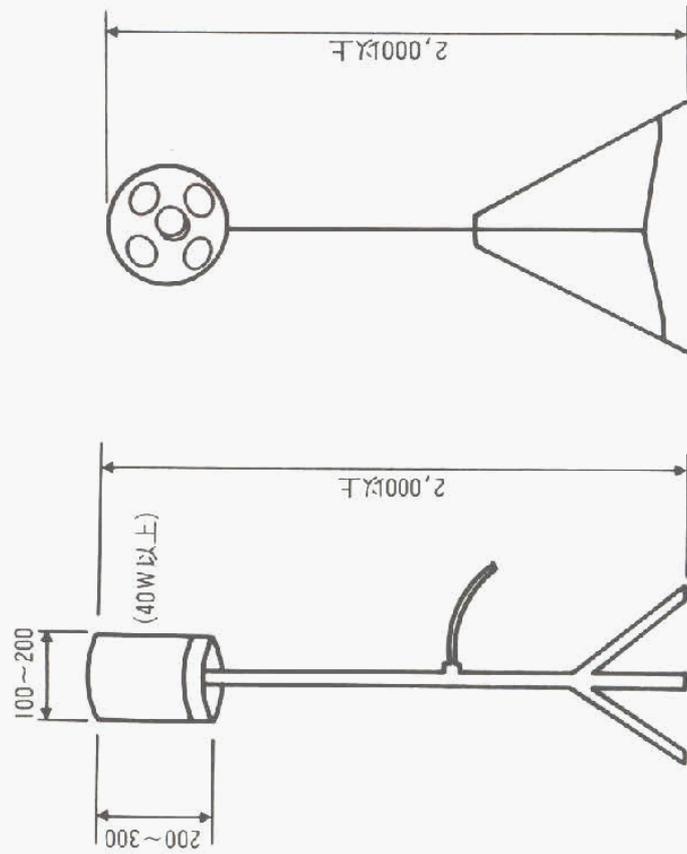
## 1-2-4. 灯具類

### (1) 保安灯



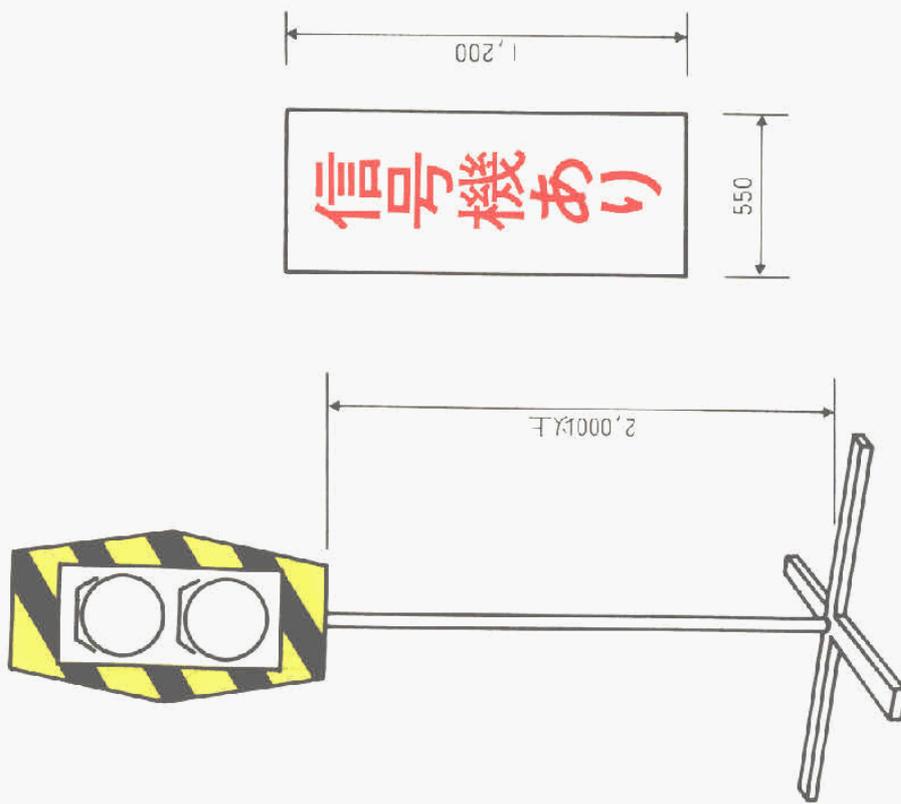
1. 視認距離が夜間150m以上の効果をもつものであること。
2. 他に同様の効果をもつものとしてスズラン式、チューブ式などがある。
3. 設置にあたっては、停電その他の事故などによりその機能を失う恐れもあるのでセフティライト、または反射効果を発揮できるデリニエーターなどを併設する。

(2) 回 転 灯



1. 視認距離200m以上の距離から確認できる黄・赤色回転灯とする。
2. 高さは、2m以上とする。

(3) 工事用信号機



1. 工事用信号機は、工事中における片側交互通行の誘導方法として用いる。この場合、原則として交通誘導員を配置し、信号機はその補助手段として使用する。
2. 信号機は、サイクル（青・赤）の調節可能なものとし、視認距離は200m以上の距離から確認できるものとする。
3. 見通しの悪い道路で、直接信号機が確認できない場合「信号機あり」の標示板（反射式1200×550）を設置する。
4. 必要に応じて、信号待ち時間の標示板を設置するものとし、この場合には「青○分、赤○分」を標示する。

## 2. 設置方法

### 2-1. 標示板類設置上の留意点

工事標示板類の設置に際しては、次の点に留意すること。

- ① 標示板の高さは、標示の中心点が概ね1.5~2.0mの位置になるように設置する。
- ② 通行規制に関する標示板は、工事中止時（夜間を含む）は撤去するか、または白布等で覆うこと。
- ③ 予告標示板は、交通渋滞が生ずる地点の手前付近に、また、車線変更を必要とする工事では、車線変更を開始する少し手前に設置する。
- ④ 『通行止め』の案内標示板は、駐車場、交差点および道路照明灯付近に設置する。
- ⑤ 『通行止め』のため、う回路を伴う工事標示板類は、少なくとも10日前から予告する。
- ⑥ 標示板類を歩道上に設置する場合は、歩行者通行帯を確保し、夜間の安全対策を講ずること。
- ⑦ 維持工事などで、工事個所が点在する場合は、工事実施個所にのみ設置する。
- ⑧ 路面清掃、区画線設置作業のように随時施工個所が移動する場合は、交通誘導のみとし、標示板類は設置しない。ただし、交通誘導員の安全には十分注意を払うこと。
- ⑨ 複数の工事が連続する場合または断続して工事が実施される場合は、各工事担当者間で連絡調整を図り、一連の工事区間として標示板類を設置する。この場合における工事の終点と起点の間隔は、概ね500m程度とする。

本書に明示されていない標示板類を設置する必要がある場合は、できるだけ本書の考え方に準じて運用すること。

## 2-2. 車線規制におけるすりつけ長

多車線道路において工事のため車線規制を行い、走行車両を隣の車線に移動させる場合のすりつけ長は、表-1によって定めるものとする。

表-1 すりつけ率の標準値

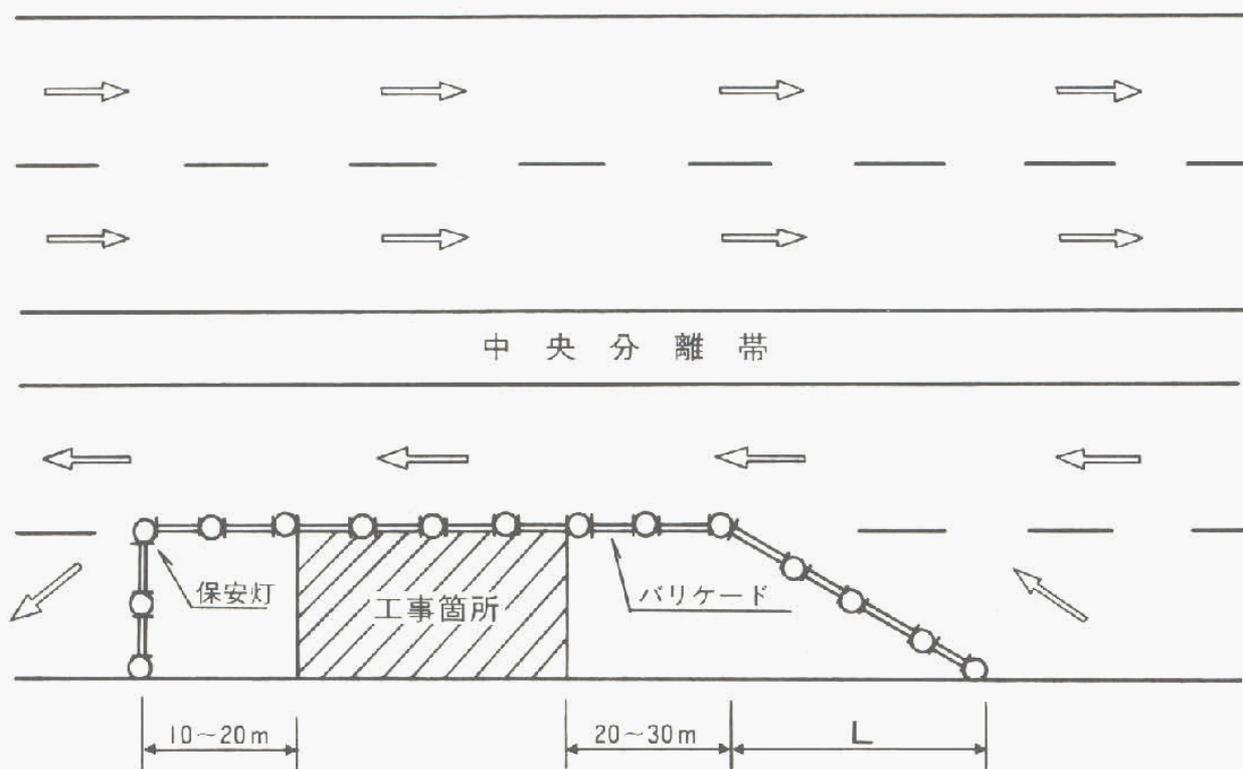
設計速度(km/h)	地方部	都市部
80	1/50	1/40
60	1/40	1/30
50	1/30	1/25
40	1/25	1/20
30	1/20	1/15

※『道路構造令の解説と運用』を準用

表中の設計速度は、当該道路に対して公安委員会が指定する最高速度とするが、沿道からの乗入れ口や取付け道路等の存在により、これによりがたい場合は、周囲の状況を勘案し設定するものとする。

【例題-1】

設計速度が80km/h、1車線の幅員3.5m、中央分離帯を有する4車線道路の地方部における局部打換え舗装工事を片側2車線のうち、1車線全幅員を閉鎖して工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。

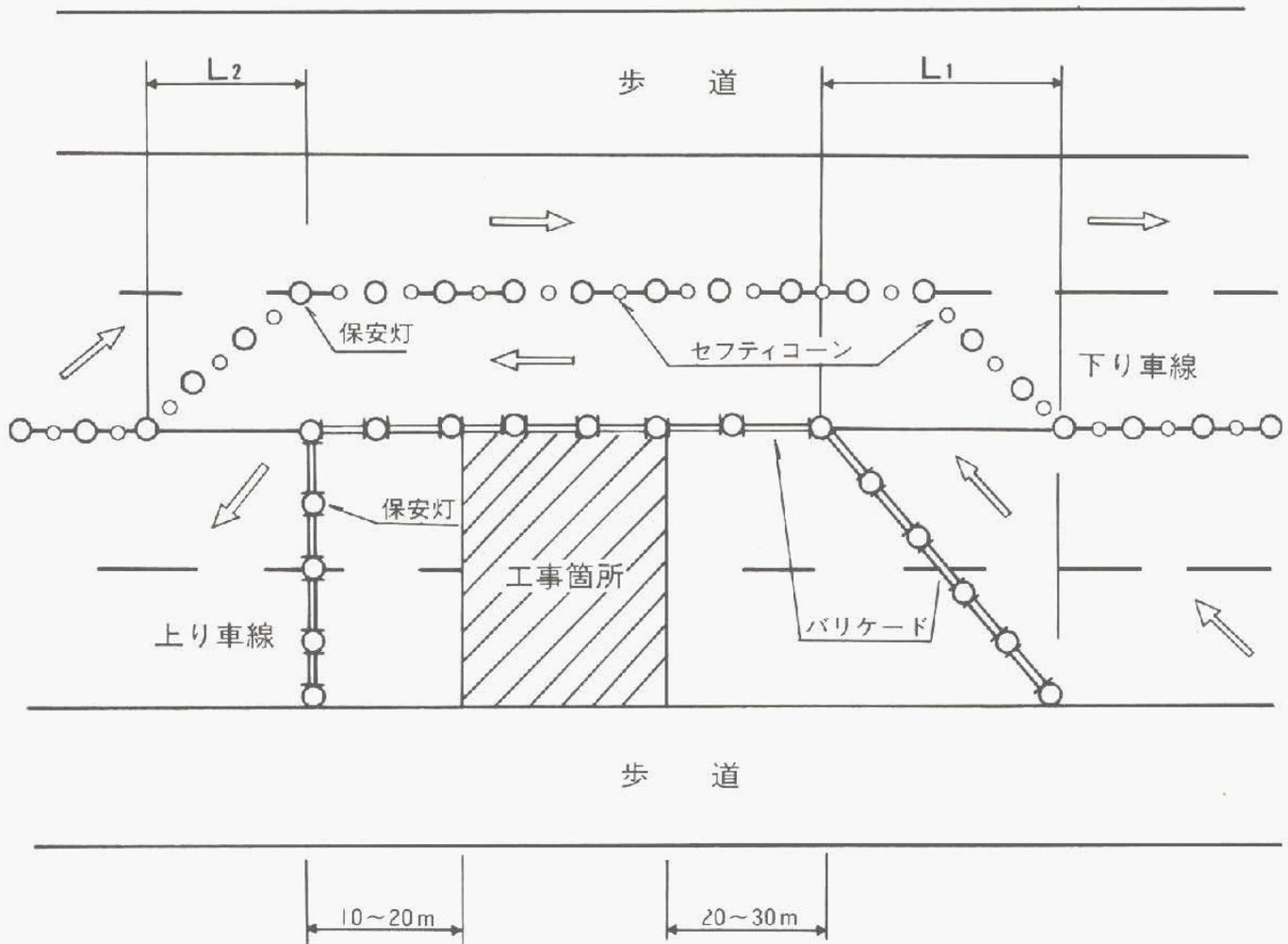


- ・地方部における設計速度80km/hの場合のすりつけ率は、表-1より1/50である。

∴すりつけ長(L) =  $3.5 \times 50 = \underline{175\text{m}}$

**【例題-2】**

規制速度40km/h、1車線幅員3.25mの平面4車線の都市部道路に地下横歩道工事を施工するため、4車線のうち、先ず片側2車線を工事のため閉鎖し、残りの2車線を上下方向、同時に通行しながら工事を行う場合のすりつけ長は次のように求める。



・都市部における規制(最高)速度40km/hのすりつけ率は、表-1より1/20である。

∴上り車線側のすりつけ長  $L_1 = (3.25 \times 2) \times 20 = \underline{130m}$

下り車線側のすりつけ長  $L_2 = 3.25 \times 20 = \underline{65m}$

## 2-3. 通行車両の減速・整流対策

道路工事のために、通行車両速度の抑制や車線変更を行う際は、次の点に留意すること。

- ① 通行車両の減速や交通の流れを整える整流対策には、セフティコーンを設置すると有効である。
- ② セフティコーンの採否は、当該道路の車道幅員を配慮するものとし、設置時には、ドライバーの案内誘導や通行車両に対応した適切な導流路の確保に留意すること。
- ③ 工事用信号機は、交通の誘導方法として有効であるが、工事現場における交通の危険を防止するためには、交通誘導員を配置したうえで、信号機はその補助手段として使用すること。ただし、夜間など作業を中止する場合には、交通量および現地の状況を勘案し、工事用信号機によって交通の誘導を図るものとし、必要に応じて交通誘導員を配置する。
- ④ 交通誘導員を配置する場合は、誘導員の前にバリケード等を設置し、誘導員の安全を図ること。



## 2-4. 保安施設の設置方法

道路工事における保安施設の設置に当たっては、工事範囲、通行規制の条件等により表-2および設置図例を参考にして決定すること。

表-2 保安施設の設置一覧表

車線数	呼び名	工事(作業)範囲	通行規制		工 種 (例)	図面番号
			条 件	方 法		
2	A-1	片側車線全幅員	車線数減少 (2車線→1車線)	片側交互通行	舗装打換、オーバーレイ、構造物新設・補修、のり面工事	図-1
	A-2	片側車線の一部			局部打換、わだち掘りパッチング、目地補修等短時間工事	図-2
	A-3	片側車線の一部	片側車線のみ幅員減少	路面清掃、側溝清掃等の随時移動する作業	路側工事(路肩、側溝等)	図-3
	A-4					図-4
	A-5	道路の中央部	車線数減少	片側交互通行	区画線設置等の随時移動する作業	図-5
4以上	B-1	片側2車線幅員	車線数減少 (4車線→2車線)	片側移行通行	舗装打換、路面切削オーバーレイ、表面処理、構造物の新設・補修、のり面工事	図-6
		片側1車線全幅員				
	B-2	片側1車線のうちの一部	片側のみ車線数減少 (4車線→3車線)	片側1車線通行	局部打換、パッチング、わだち掘り、目地補修等	図-7
		道路の中央部				
B-3	道路の中央部	中央分離帯内	車線数減少 車道の一部幅員減少	両側分離通行	局部打換、構造物新設・補修等	図-8
共通	C-1	路肩及び歩道部分	車道の一部幅員減少	歩行者通行確保	側溝、歩道、標識、等の設置及び補修	図-10
	C-2	複数工事の断続			全工種対象(間隔は概ね500m)	図-11
	C-3,4	道路全幅員	全面閉鎖	う回路の表示	車道全幅員に伴う工事	図-12,13

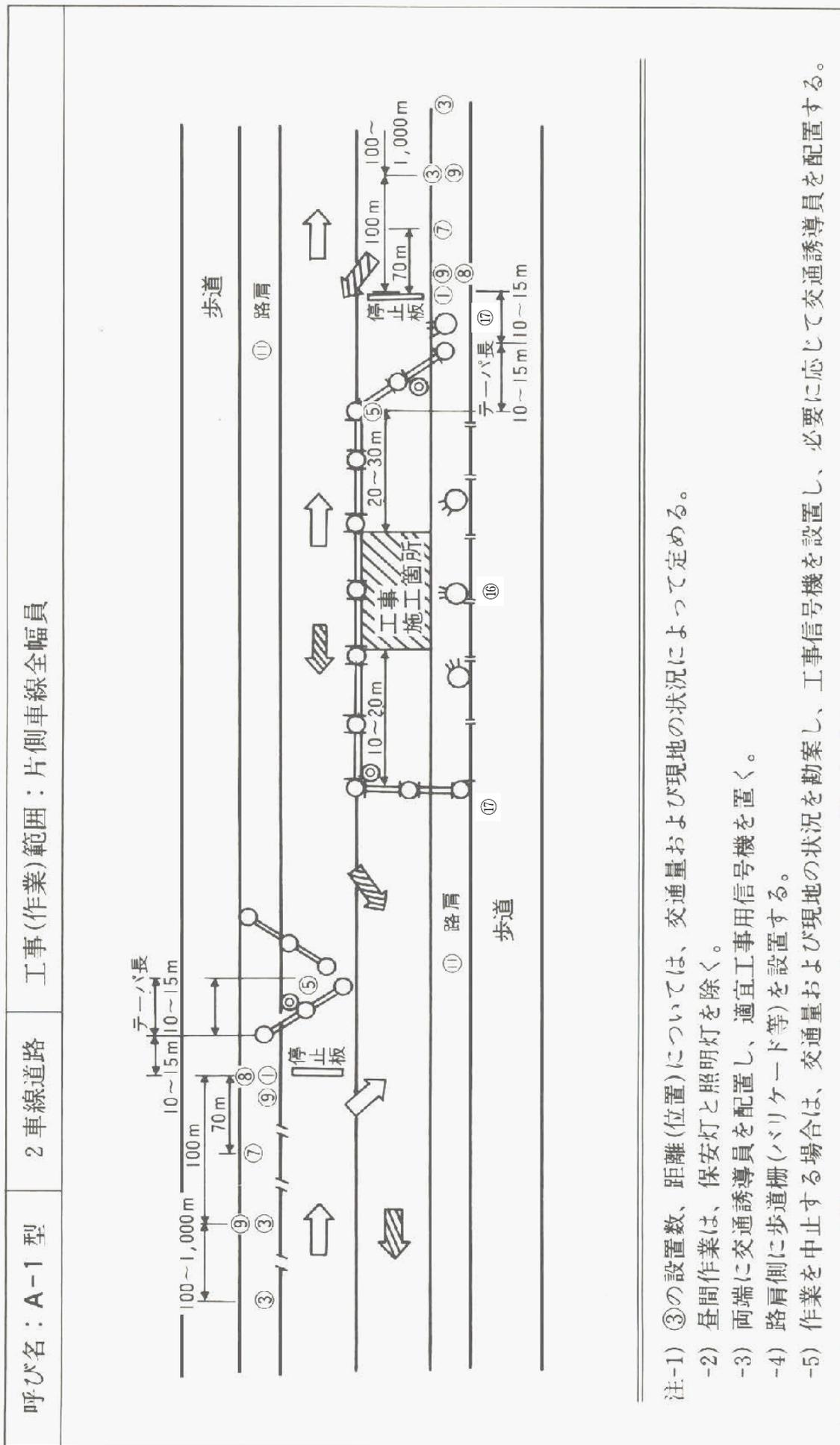
表-3 保安施設等の記号

工事標示板類		保安用品		その他の	
種類	記号	種類	記号	種類	記号
工事標示板	①	安全柵等			
工事標示板(大型)	②	バリケード		交通誘導員	
工事予告標示板	③	歩道柵			
車線減少標示板	④	セフティコーン	○	作業車(標識付)	
方向標示板	⑤, ⑥	クッションドラム	◇◇	標識車	
交互通行標示板	⑦	灯具類			
停止位置標示板	⑧	保安灯	○		
徐行標示板	⑨	回転灯	◎		
段差予告標示板	⑩	ゴムクッション	◇		
工事終了標示板	⑪	照明灯			
通行止め案内標示板	⑫	工事用信号機	●		
う回路標示板	⑬				
う回路補助板	⑭				
立入り禁止標示板	⑮				
工事情報看板	⑯				
工事説明看板	⑰				

## 2-5. 設置図例

### (1) 単独工事の設置図

図-1 保安施設の設置図例



注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。

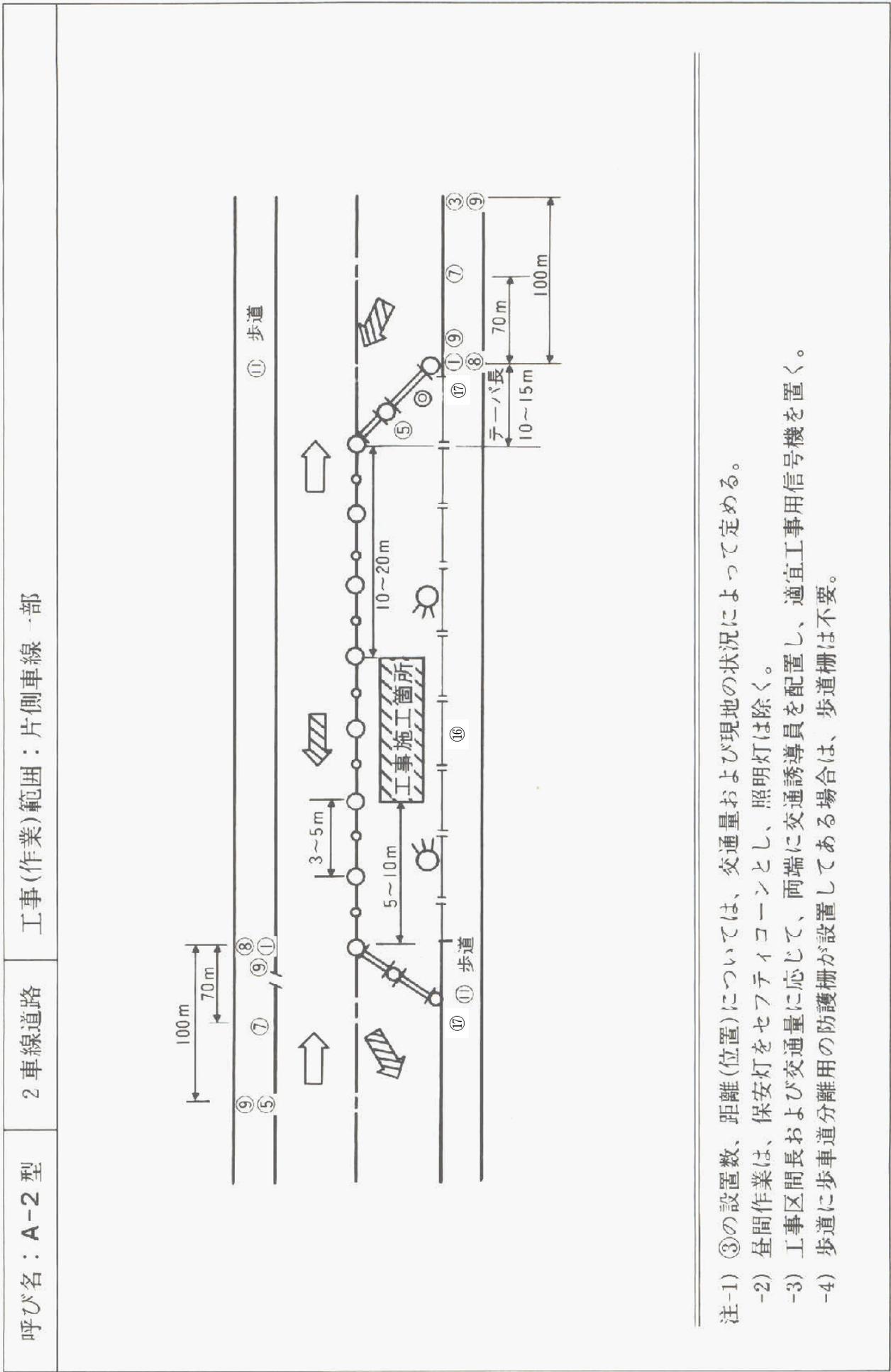
-2) 昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

-3) 両端に交通誘導員を配置し、適宜工専用信号機を置く。

-4) 路肩側に歩道柵(バリケード等)を設置する。

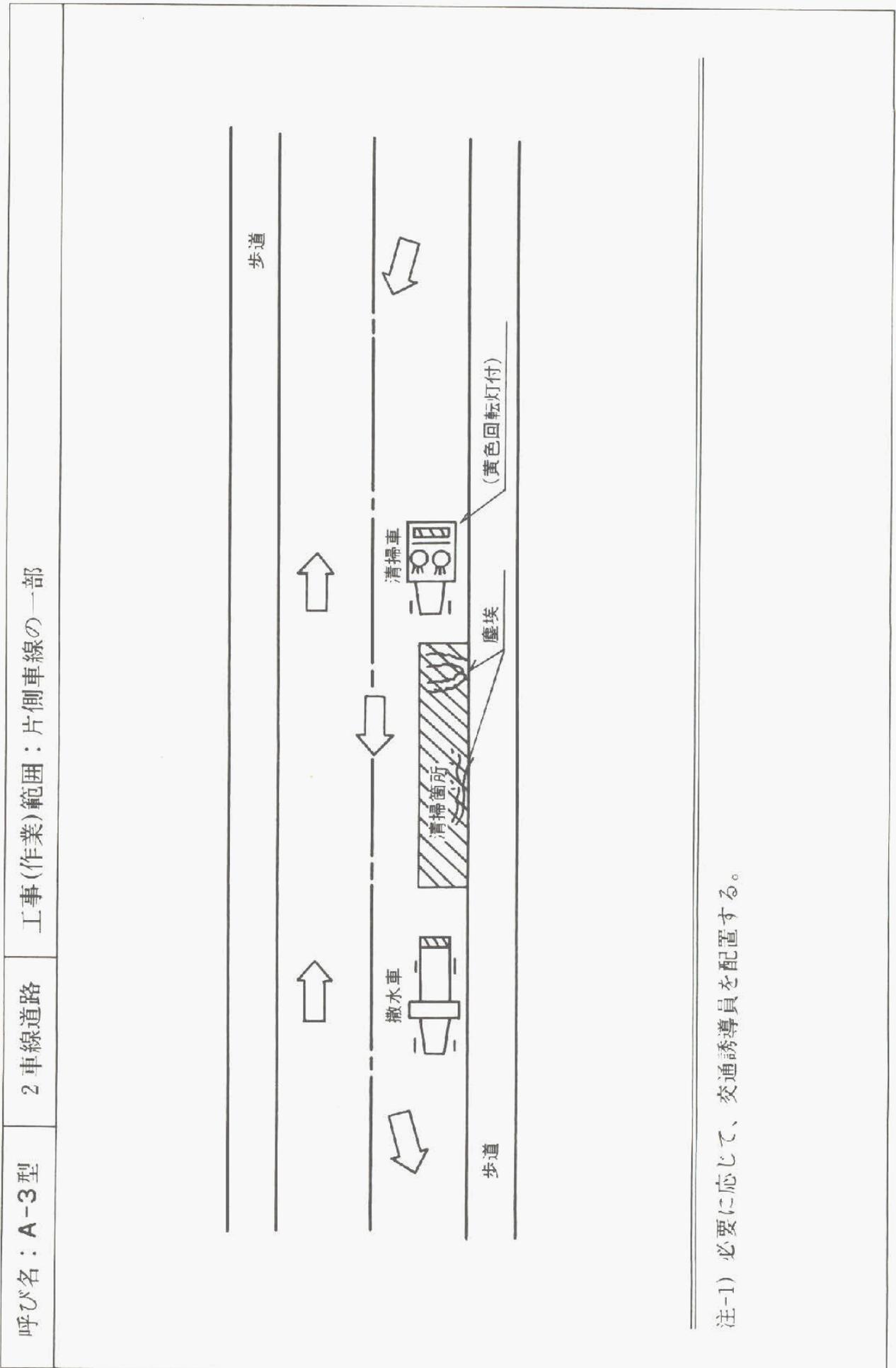
-5) 作業を中止する場合は、交通量および現地の状況を勘案し、工事信号機を設置し、必要に応じて交通誘導員を配置する。

図-2 保安施設の設置図例



- 注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。  
 -2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。  
 -3) 工事区間長および交通量に応じて、両端に交通誘導員を配置し、適宜工事用信号機を置く。  
 -4) 歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合は、歩道柵は不要。

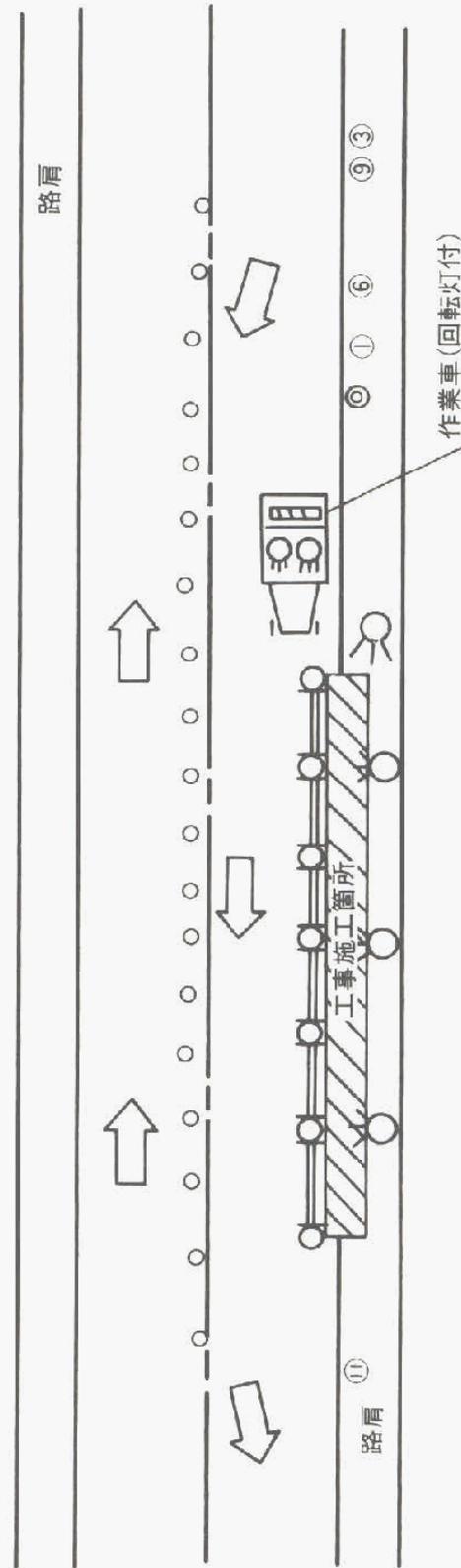
図-3 保安施設の設置図例



注-1) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。

図-4 保安施設の設置図例

呼び名：A-4 型	2 車線道路	工事(作業)範囲：片側車線の一部
-----------	--------	------------------



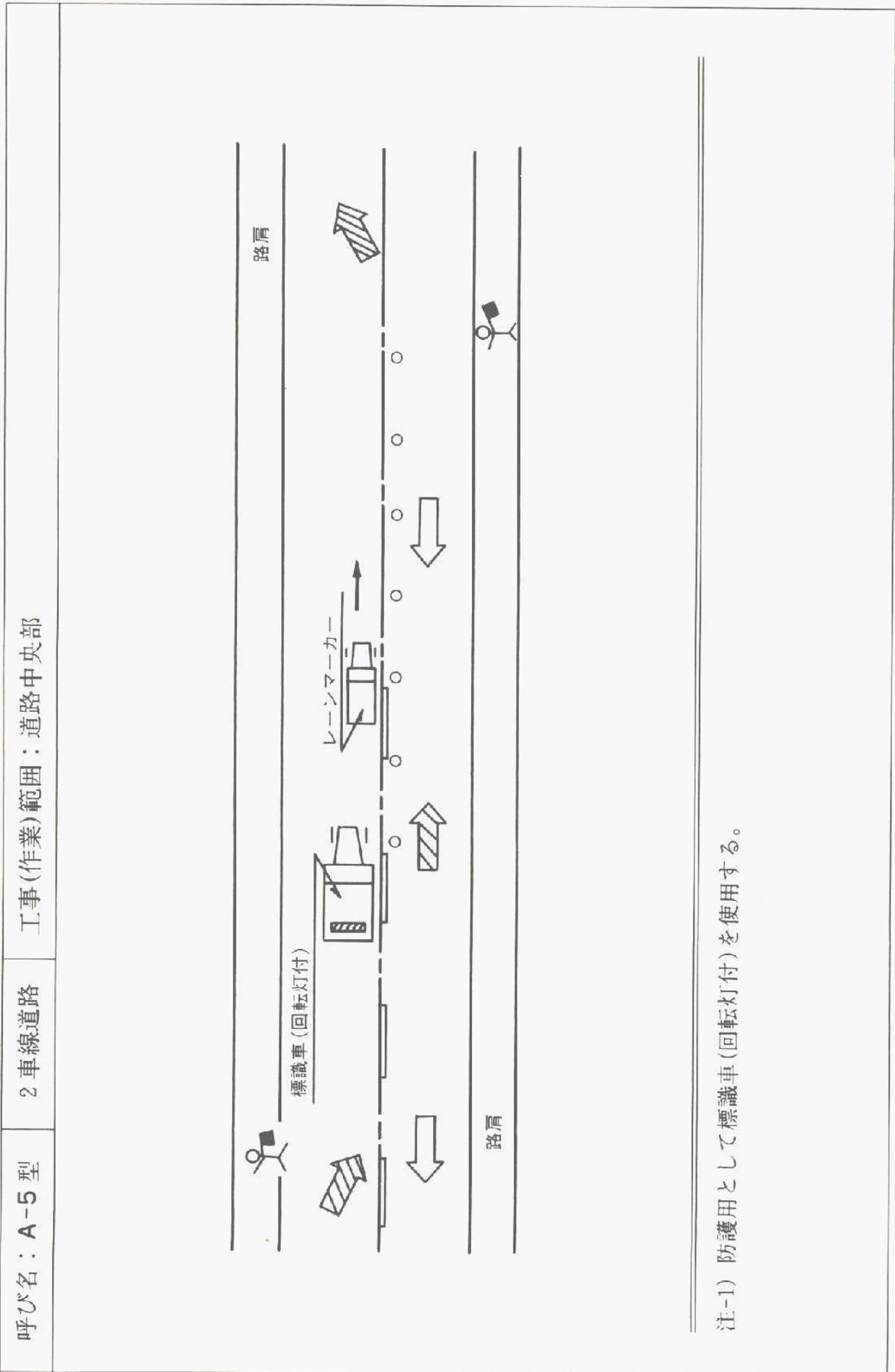
注-1) 短時間の路側作業では、バリケードをセフティコーンとしてよい。

-2) 昼間作業は、保安灯除く。

-3) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。

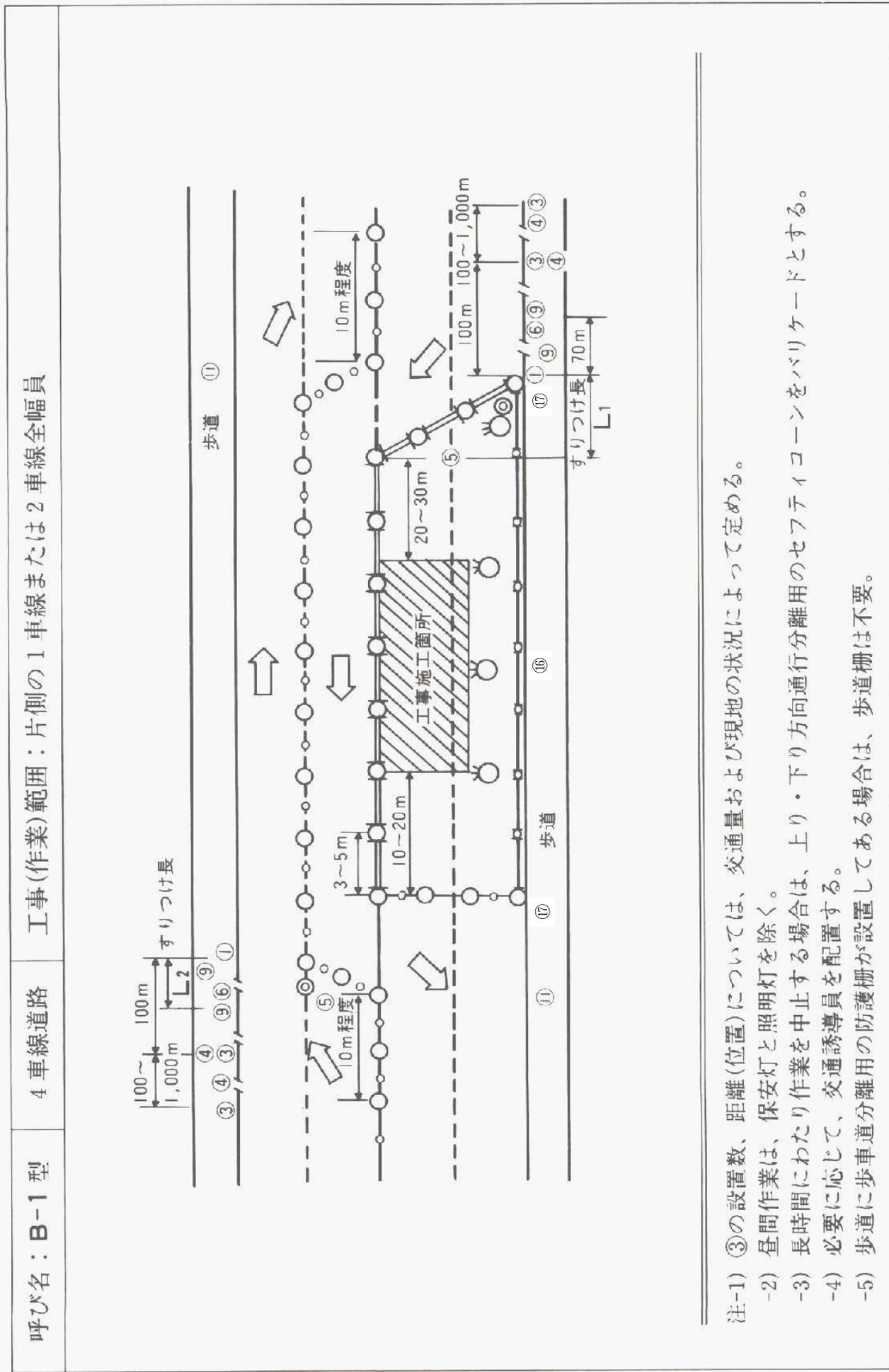
-4) 路肩に通行者のある場合は、歩道柵(バリケード等)を設置し、歩行者通路を確保する。

図-5 保安施設の設置図例



注-1) 防護用として標識車(回転灯付)を使用する。

図-6 保安施設の設置図例



注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。

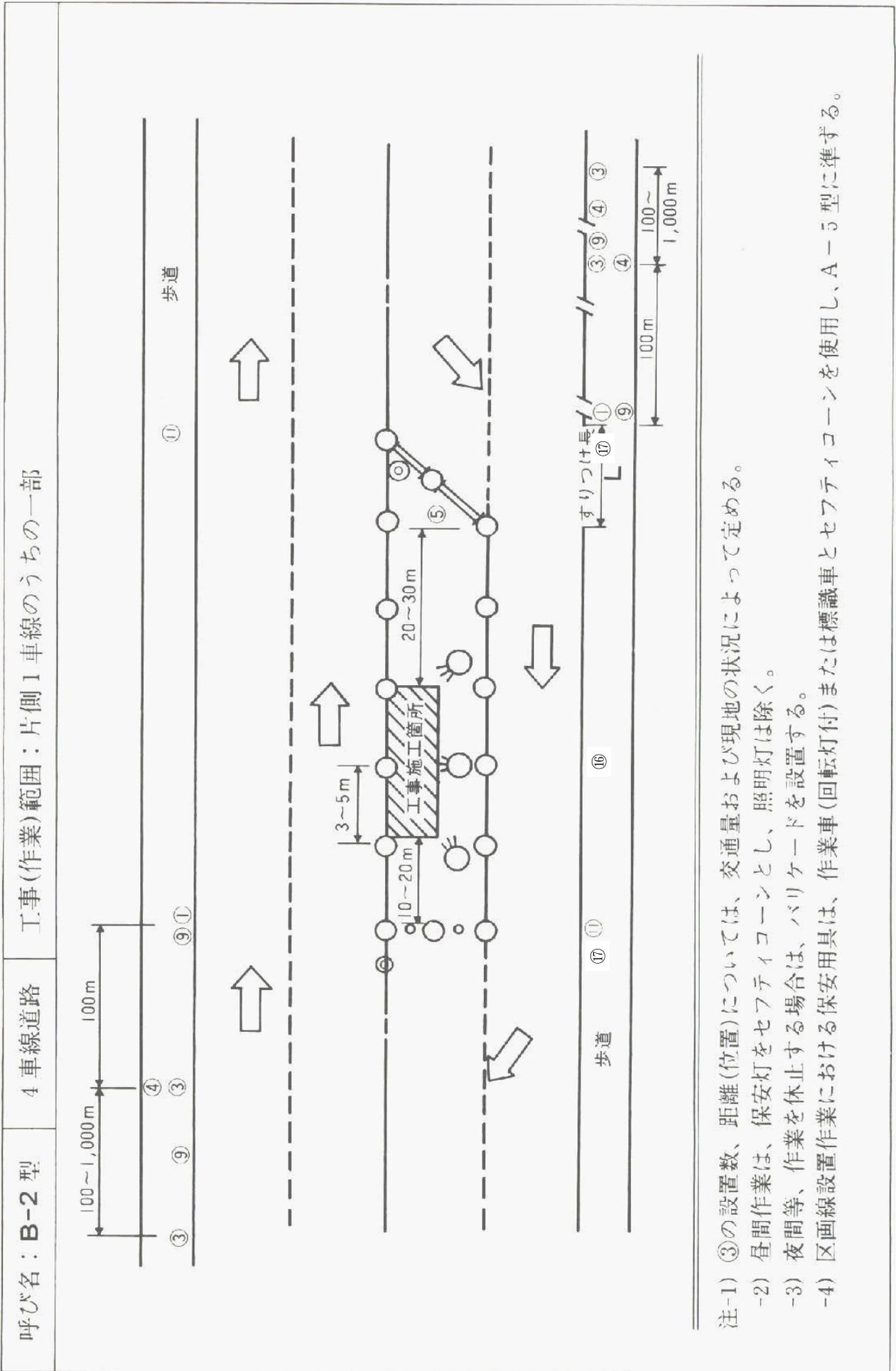
-2) 昼間作業は、保安灯と照明灯を除く。

-3) 長時間にわたり作業を中止する場合は、上り・下り方向通行分離用のセフティコーンをバリケードとする。

-4) 必要に応じて、交通誘導員を配置する。

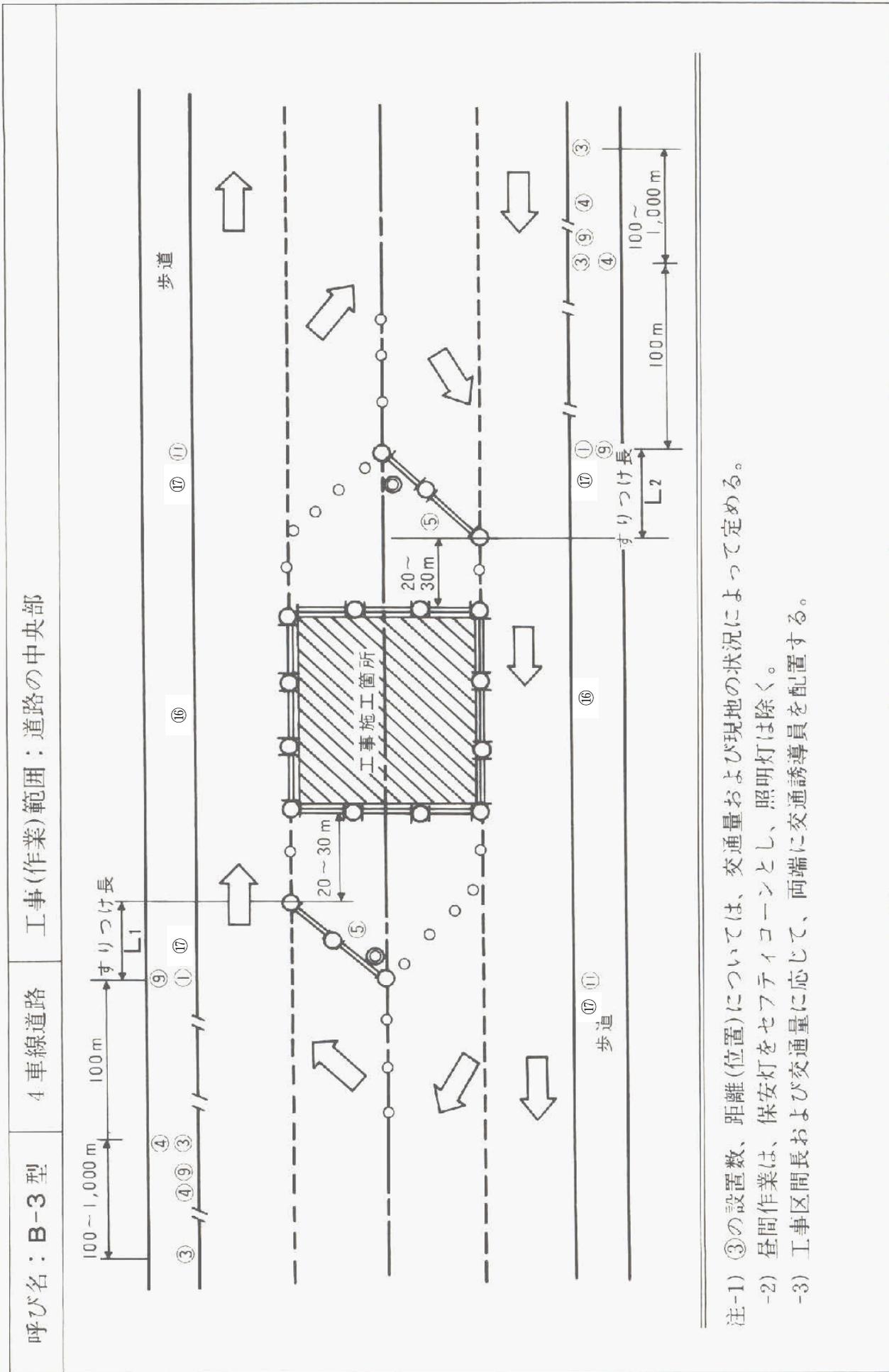
-5) 歩道に歩車道分離用の防護柵が設置してある場合は、歩道柵は不要。

図-7 保安施設の設置図例



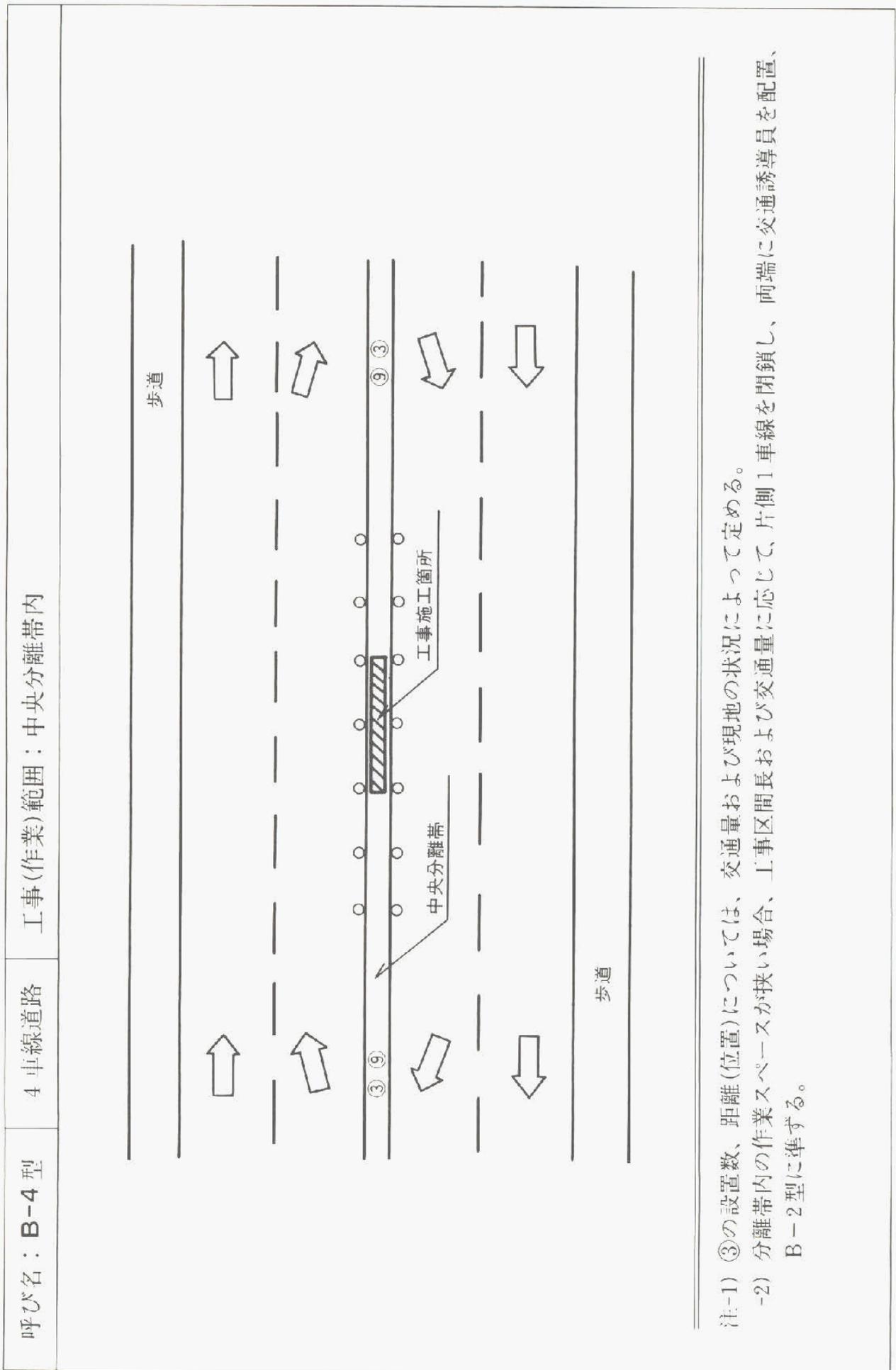
- 注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。  
 -2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。  
 -3) 夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを設置する。  
 -4) 区画線設置作業における保安用具は、作業車(回転灯付)または標識車とセフティコーンを使用し、A-5型に準ずる。

図-8 保安施設の設置図例



- 注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。  
 -2) 昼間作業は、保安灯をセーフティコーンとし、照明灯は除く。  
 -3) 工事区間長および交通量に応じて、両端に交通誘導員を配置する。

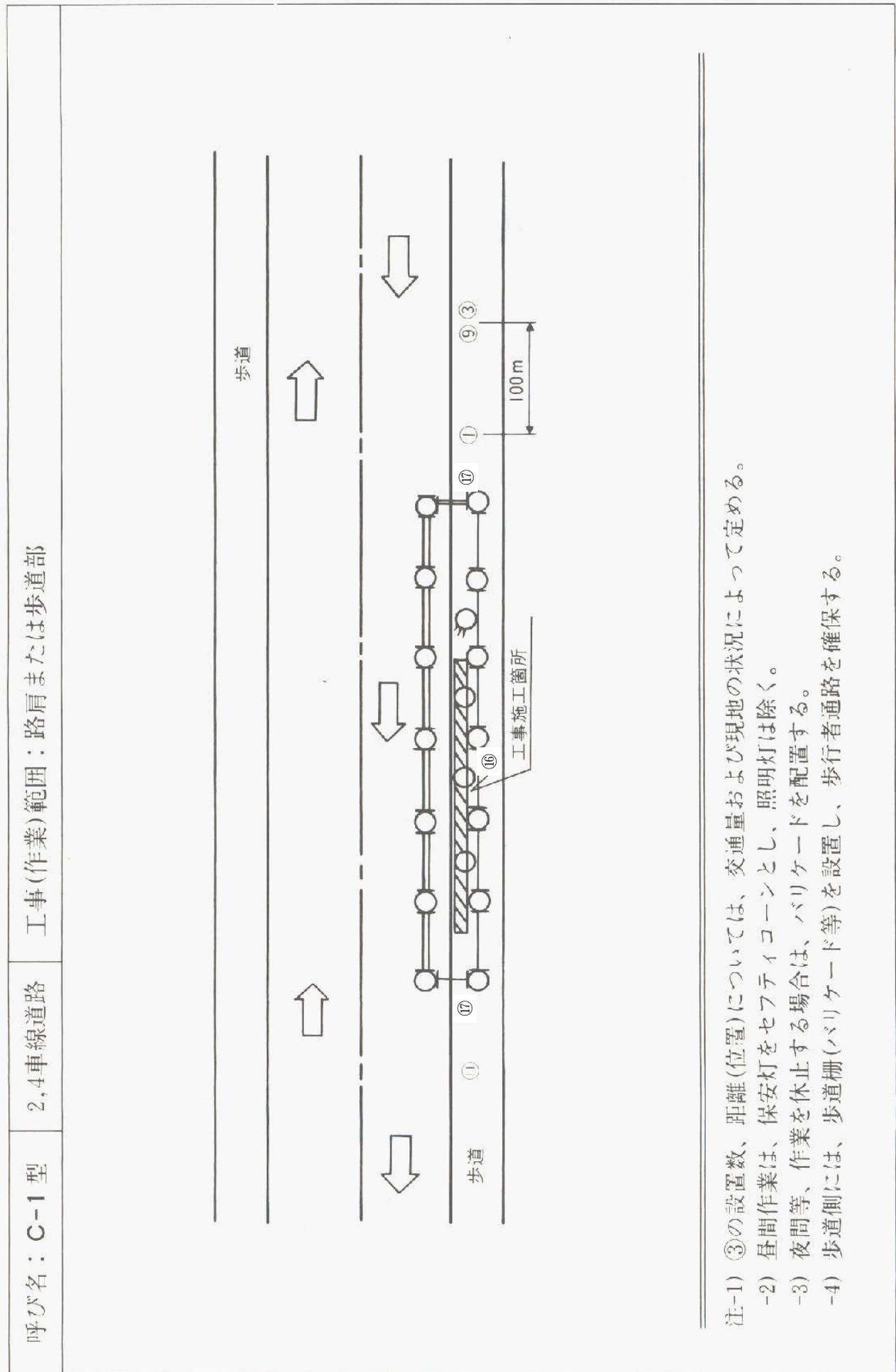
図-9 保安施設の設置図例



注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。

-2) 分離帯内の作業スペースが狭い場合、工事区間長および交通量に応じて、片側1車線を閉鎖し、両端に交通誘導員を配置、B-2型に準ずる。

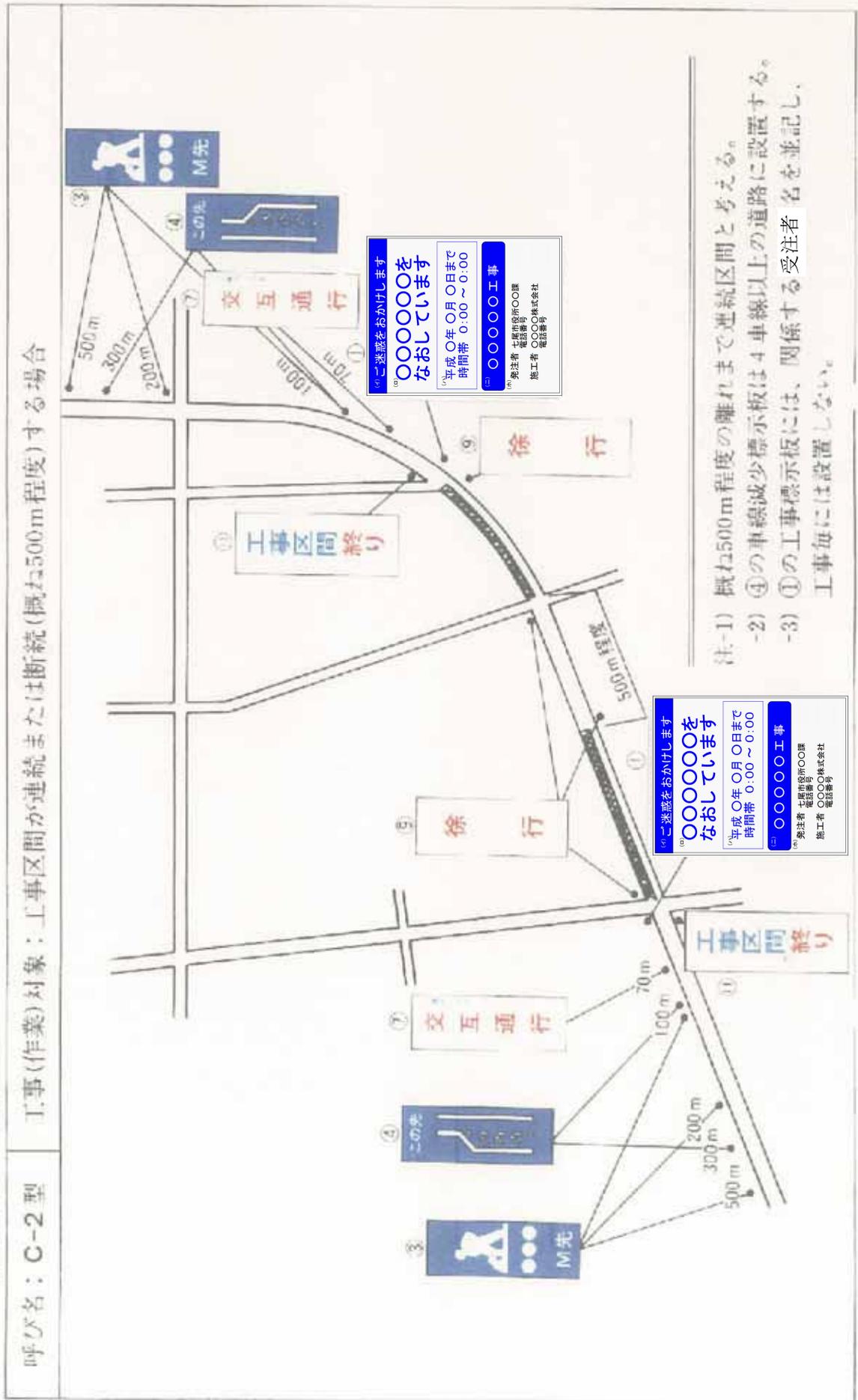
図-10 保安施設の設置図例



- 注-1) ③の設置数、距離(位置)については、交通量および現地の状況によって定める。
- 2) 昼間作業は、保安灯をセフティコーンとし、照明灯は除く。
- 3) 夜間等、作業を休止する場合は、バリケードを配置する。
- 4) 歩道側には、歩道柵(バリケード等)を設置し、歩行者通路を確保する。

(2) 複数の工事が連続または断続する場合の設置例

図-11 保安施設の設置図例



(3) 「通行止め」の場合における、う回路標示板の設置例

図-12 保安施設の設置図例

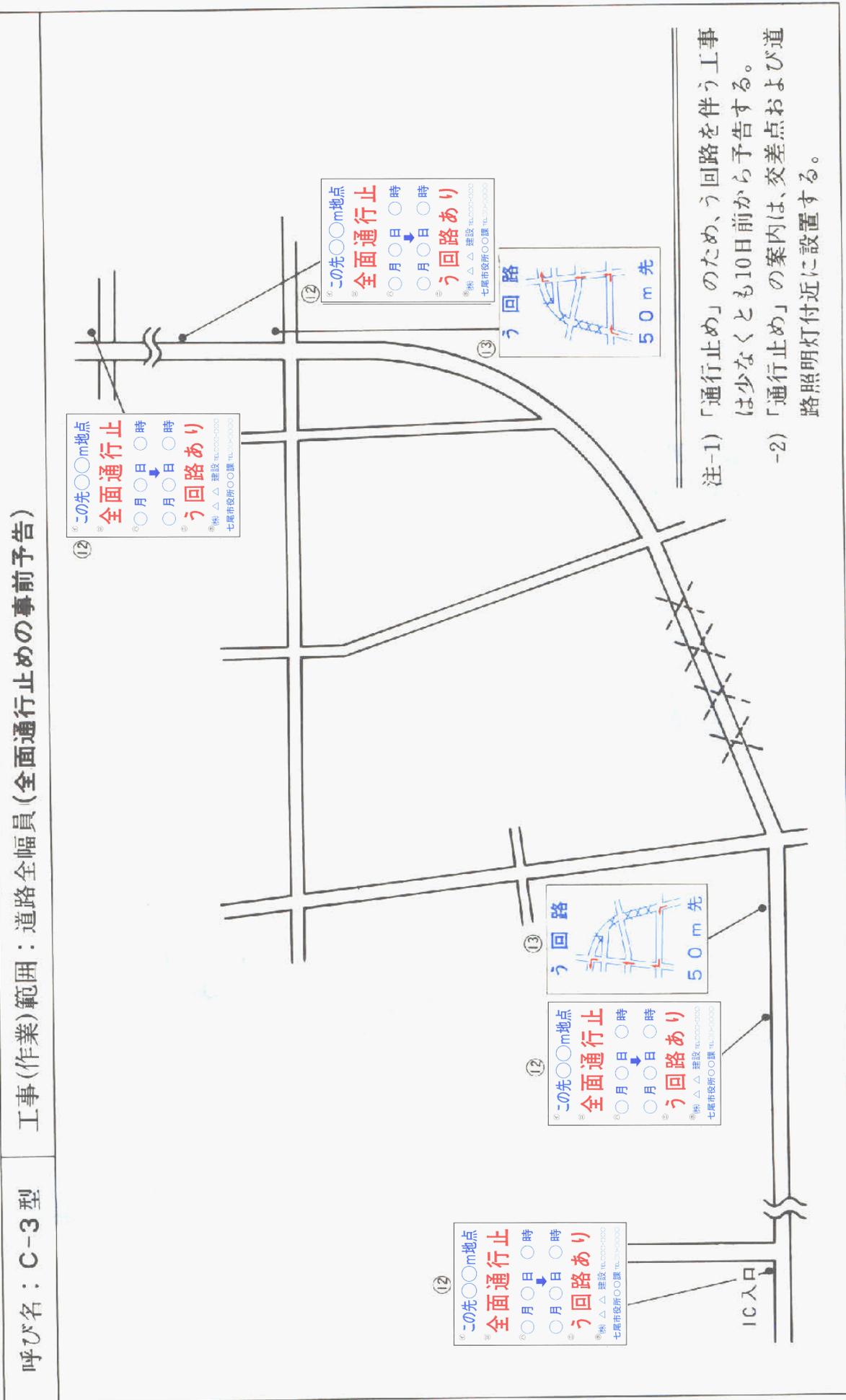


図-13 保安施設の設置図例

